

人権について考えてみませんか？

12月4日(日)～12月10日(土)

人権週間



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君と
人KEN あゆみちゃん

◇12月10日は「人権デー」です。

1948年(昭和23年)12月10日の国際連合第3回総会において、世界人権宣言が採択されました。
そして12月4日～12月10日を人権週間と定め、この期間中、人権に関するさまざまな啓発活動を行っています。

人権を尊重し合うことの大切さについて考える1週間にしてみませんか？

◇人権とは？

「人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利」です。誰にとっても身近で大切なものであり、守られなければならないものです。

しかし、現実の社会では、いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシーの侵害、セクシャル・ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、たくさんの人権問題が発生しています。



人権相談をご利用ください

市では、月2回人権擁護委員による人権相談を開催しています。人権に関するトラブルや、いじめ、虐待、配偶者やパートナーからの暴力等でお悩みの方は、ご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。相談日の詳細は、市の広報誌をご確認ください。

ひとりで悩まずご相談ください！
秘密は守ります。相談は無料です。



法務省でも電話相談、インターネットでの相談を受付けています。
お気軽にご相談ください。



ミニレターへの返信

小中学生の悩みや困っていることをミニレターで相談を受付けています。
(学校で配布しています。)

必ずお返事するよ。
秘密は守るよ！



人権擁護委員って？



人権擁護委員は国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動しています。

稲敷市の人権擁護委員

江戸崎地区：和田克典、小林如夫、野波典子
 新利根地区：吉岡かつ子、野村勉
 桜川地区：人見みどり、小貫直美
 東地区：一鍬田忠夫、坂本秀子



人権擁護委員はこんな活動をしています

① 人権啓発

住民一人一人の人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための活動（イベント開催など）

小学校での人権教室



令和4年人権教室 桜川小学校にて

見ないで
たすけてあげよう
友達だから

みんな
で「いじめ」を
なくすための標語
を考えました。



人権作文コンテストの審査

偏見や差別の原因とは、みんなで共に生きられる社会を実現するにはどうしたらよいか、中学生のまっすぐな思いを綴った作文です。



いじめ、SNSによる中傷、LGBTQ+ やコロナ差別、ウクライナ戦争など子ども達の真剣な思いがヒシヒシと伝わってきました。



第40回全国中学生
人権作文コンテストインターネットホームページ
URL https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken40_2021.html



人権作文の審査

② 人権相談

面接、電話、インターネット、手紙による人権に関する相談への対応

③ 人権侵害（いじめ、差別、暴行、虐待等）の被害者救済^(※)

※人権侵害の被害者救済とは、被害者等からの申告を受けて、法務局職員と協力して調査を行うなど、身近に起こる個別の人権に関する問題を解決に導く取り組みです。